

各 位

会 社 名 株式会社インテリジェント ウェイブ 代表者の役職名 代表取締役社長 山本 祥之 (コード番号 4847)

問い合わせ先 常務取締役 経営管理本部担当 垣東 充 TEL 03-6222-7015

定款の一部変更に関するお知らせ

平成27年8月26日開催の当社取締役会において、平成27年9月29日開催予定の第32期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との聞でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 28 条(社外取締役との責任限定契約)及び第 38 条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。

なお、第28条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款

(社外取締役との責任限定契約)

第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役の責任免除)

第38条 (記載省略)

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる 損害賠償責任を限度とする契約を締結することが できる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限 度額は、法令が規定する額とする。

変更案

(取締役との責任限定契約)

第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。) との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役の責任免除)

第38条 (現行どおり)

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害 賠償責任を限度とする契約を締結することができ る。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額 は、法令が規定する額とする。

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 9 月 29 日 (予定) 定款変更の効力発生日 平成 27 年 9 月 29 日 (予定)